

生息地等保護区

(平成25年3月現在)

名称	設定年月日	面積 (ha) ()は管理地区	指定地の概要	保護に関する方針 (概要)
羽田ミヤコタナゴ 生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年12月26日	60.6 (12.8)	・栃木県北部の那須野ヶ原扇状地東部に位置する丘陵地。 ・羽田沼と同沼を水源とする農業用水路及びそれらを取り巻く水田等。	・ミヤコタナゴの生息には、用水路の水質・形質維持及び餌条件、産卵母貝であるマツカサガイの生息の確保が必要。 ・当該区域における各種行為は、用水路の水質・形質等の生息環境への影響について特に配慮が必要。 ・マツカサガイの捕獲を規制。
北岳キタダケソウ 生育地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年12月26日	38.5 (38.5) 全域	・南アルプス北岳山頂部南東斜面。 ・標高2,750m以上の高山帯で、高山植物群落地帯。	・キタダケソウの生育には、生育基盤である地形・地質の維持並びにキタダケソウ群落及び周辺植生の確保が必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境への影響について特に配慮が必要。 ・積雪期以外の期間（毎年6月1日から11月30日まで）について登山道を除く全域を立入制限地区に指定。
善王寺長岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (京都府京丹後市)	平成18年7月3日	13.1 (3.9)	・丹後半島のほぼ中央部の丘陵地に位置する標高30～60mの小丘陵。 ・主に落葉広葉樹二次林で、一部竹が優占している。	・繁殖場所、幼生の生息環境となる池、水路、それらの湧水源並びに成体の生息環境となる水辺周辺の森林の保護が必要。 ・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
大岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (兵庫県豊岡市)	平成10年11月4日	3.1 (3.10) 全域	・兵庫県北部の大岡山(標高663.6m)の東南斜面。 ・ヤブツバキ、アラカシ等の常緑広葉樹及びヒノキ、スギや竹林の混交林。	・水路等の水質、底質等の保全、水量の安定的な供給、うっ閉し森林の湿潤な林床の保全が必要。 ・当該区域における各種行為は、生息環境に影響を及ぼすことのないよう配慮が必要。
山迫ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	1.13 (1.13) 全域	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・採草地として利用されてきた草地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制することが必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
北伯母様ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	7.05 (1.94)	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・高さ数メートル程度のヒノキの若齢造林地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制すること、及び間伐等の森林管理を適切に実施し造林木の被陰による生育への影響を最小限とすることが必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
藪牟田池ベッコウトンボ 生息地保護区 (鹿児島県薩摩川内市)	平成8年6月3日	153 (60)	・藪牟田池は、標高300mに位置する火口湖で、池の北西部は泥炭からなる湿原となっている。 ・藪牟田池の周囲は、水田、畑地等として利用されているほか、宿泊施設、キャンプ場等が整備されている。	・池は、産卵、幼虫の生息、羽化の場として重要であり、当該区域における各種行為は、池の水位、水質、底質及び湿原植生の維持について配慮が必要。 ・池周辺の草地は、成虫の採餌の場として利用されており、草地植生を維持することが必要。
宇江城岳キクザトサワヘビ 生息地保護区 (沖縄県久米島町)	平成10年6月15日	600 (255)	・沖縄県久米島北部の宇江城岳を中心とする山地周辺の地域。 ・複数の沢の源流となっており、イタジイなどの広葉樹林が広がっている。	・キクザトサワヘビは、水環境への依存度が高く、水質の保全、集水域の地形及び森林の維持、水量の安定的な確保が必要。 ・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
米原イシガキニイニイ 生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成15年11月11日	9.0 (9.0) 全域	・沖縄県石垣島北部のヤエヤマヤシ群落と一体となって成立している湿潤な広葉樹林及びその周辺地域。	・生息基盤である広葉樹林内の環境及びヤエヤマヤシ群落の一体的維持が必要。 ・幼虫が成育する地域においては、土壌の乾燥化、踏み固め及び流失を避けるため立入制限地区に指定。